

第百七十一回国
参議院文教科科学委員会會議録第十三号

平成二十一年六月九日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十一日
辞任 金子 恵美君
補欠選任 西岡 武夫君

五月二十五日
辞任 青木 愛君
補欠選任 広中和歌子君

五月二十六日
辞任 廣中和歌子君
補欠選任 青木 愛君

六月三日
辞任 西田 昌司君
補欠選任 岸 宏一君

六月四日
辞任 岸 宏一君
補欠選任 西田 昌司君

六月九日
辞任 中曾根弘文君
補欠選任 佐藤 信秋君

出席者は左のとおり。

委員長 中川 雅治君
理事 佐藤 泰介君
鈴木 寛君
関口 昌一君
水落 敏栄君

委員 青木 愛君
大石 尚子君
神本美恵子君
亀井 郁夫君

友近 聡朗君

那谷屋正義君

西岡 武夫君

藤谷 光信君

横峯 良郎君

佐藤 信秋君

西田 昌司君

山内 俊夫君

義家 弘介君

浮島とも子君

山下 栄一君

鈴木 寛君

植松恵美子君

塩谷 立君

渡井 敏雄君

清水 潔君

金森 越哉君

案 鈴木寛君外六名発議

○著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中川雅治君) ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五月二十一日、金子恵美君が委員を辞任され、その補欠として西岡武夫君が選任されました。

○委員長(中川雅治君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案、教育職員及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案及び学校の教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、文部科学省生涯学習政策局長清水潔君外一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(中川雅治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中川雅治君) 学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案、教育職員及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案、教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案の三案を便宜一括して議題といたします。

三案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤泰介君 民主党の佐藤泰介です。今日は四十分ほど時間をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、与党の皆さんにも委員長にもお礼を申し上げたいと思います。民主党の議員立法、民主党提出議員立法について、前国会、前々国会ぐらいから民主党は様々な議員立法を出してありますが、なかなかこの委員会が質疑をさせていただけませんでした。それが今回は高校無償化法案と今の三法案併せて審議いただける状況をおつくりいただいたことに、心より感謝を申し上げる次第であります。

本題に入る前に、昨日の夕刊でしたが、全盲の辻井さんが優勝するといううれしい報道が飛び込んできたわけでございますが、私は、教育というのは、いろんな形、いろんな人がそういう成果を上げていく、人生を左右するような、そんなことにもかかわるのが教育ではなからうかと。人間にとつて非常に重要なそれぞれの時期に自分を形成していく、あるいは他人とかかわっていく、そういう人生上において非常に重要なことだろうと、改めて辻井さんの優勝を聞いて思った次第でございます。

私は、基礎学力と人間がどうしても、私も教員もやっておりますが、身に付けてほしいのが、感性とか感動とかそういう部分を何とか子供たちに身に付かせてやりたいと、そんな思いで教員生活をやっております。ちょうどこの辻井さんのお母さんが本人に、リンゴは赤いよ、バナナは黄色だよと。そうしたら、この優勝した辻井さ

んが、今日の風は何の色と言って聞いたそうです。こういうすばらしい、目が障害あるとはいえず、そういうすばらしい感性を持った子供たち。よく事例にも出されますが、雪が解けたら何になると。大体南の方の子は水ですね。北の方でも水ですが、春になると。雪が解けたら春になる。そういう感性が私は非常に大事にしていきたいというふうに思っております。

自分自身のことでは、まだ私が子供のころは防空ごうというのが残っていましたので、餓鬼大将が、今日はろうそくを持ってこいと、そしてろうそくに火を付けて中へ入るんだと、ろうそくが消えたら逃げよと。何の意味だか分かりませんでしたね。しかし、ある時期、教科書に炭鉱夫がカナリアを持っていく絵が、写真が載っておりまして。そして、カナリアというのが一番酸素がないと死ぬということをそこで知らされました。そのときに自分の経験を思い出しました。ああ、なるほど、あの餓鬼大将が命令したのはこのことかと。本人は分かっていたかどうか分かりませんが。そういう感性というものがある学校教育の中から省かれてしまつて、省かれたというよりは、残念ながらそういうところに重きが置かれておらず、点数、点数、点数で追いまわられておられる状況について、私は無味乾燥な人生を送る子供たちをつくっていくことを憂えています。何とかそれ相応のその時期の感性を養いたいなと。

そんなことで、辻井さんのお母さんの言った、リングは赤い、バナナは黄色、じゃ、この優勝した辻井さんが、今日の風は何色と。すばらしい私は感性が辻井さんをここまで能力を発揮し、世界に認められるようなピアノリストになったんだなからうかと、このように思つておるわけでございますけれども。

日本の今日の発展においても、教育というものがこの日本の発展に、それぞれの時代において大きく発展に寄与してきたことは事実であろうと思ひますが、まず大臣にお伺いしたいのは、感性のある教育、感性を養ふことの教育、さらには日本

の国がここまで発展してきた教育の力、教育力というものに対する評価、そしてまた、その中で果たしてきた教員の役割について、教員の果たした役割についても、評価というよりも思いを聞かせていただければというふうに思います。

○国務大臣(塩谷立君) 我が国の教育につきましては、今、佐藤委員がおっしゃったように、トータル的には我が国の発展に大変な寄与をしてきたとらえておるわけでございまして、特に国民の高い志、あるいは関係者の熱意、努力によって国際的な中でも高い知的水準を築き、そしてそれが社会の発展、国の発展に寄与してきたと思っております。

その中でも、特に初等中等教育においては諸外国からも非常に評価もされているということで、これが成果が出ていっていると思ひますし、そういう中で教員の評価というもの、これは、教育は教員に懸かっていると言つても過言ではないと思ひます。もちろん、子供たちのその人間形成あるいは様々な能力を発揮するためには、学校だけではなく家庭あるいは社会の環境も大きく影響をしてくると思ひますが、教育の成否は教員に懸かっていると言つても過言ではないわけでございます。そういう意味で教員の役割も大変大きかったわけでございます。

そういう中で、当然ながら、今それでは教育が果たしてそのような評価を得ているかといひますと、様々な課題があることも事実でありますので、今後、国際的にも知的基盤社会を迎え、そしてやはり諸外国から尊敬されるような我が国をしっかりとつくっていくためにも人材育成というのは非常に大きな課題でありますので、そういう点で、今後とも我々としては、資源のないこの日本の将来に向かって教育の重要性をしつかりと訴えていく、特にこれだけ厳しい経済、あるいは将来様々な課題があるだけに、教育がいかに大事かということは今こそしつかりと私も訴えていかなきゃならぬと思ひます。

○佐藤泰介君 ありがとうございます。

私は、それぞれの段階で、とりわけ小中学校では日本の教育はいつとき高い評価を得たことは事実であります。最近やもするとその評価が低くなつてきているというように思ひますし、逆に言えば、勤務外に行われる仕事、昭和四十一年で言えば、勤務外に行われる仕事、昭和四十一年で言えば、調査したとき、文科省が調査されて八時間、最近の調査では三十四時間ですか、そのような長い時間、残業といひますか仕事に当たっている。教員が果たしてきた役割も大きなものがあると言ひましたが、私はそういう過酷な現場で精いっぱい今教員が頑張っている、このように思ひます。

そういう中で、これからの課題の多くの中で、そういった教員の、よりやがいのある職場に、あるいは教育行政推進に変わっていくためには、教員がやりがいのある職場であり仕事でなければならぬと、このように思ひます。

そういう中で、そういう立場に立つて、民主党のこの三つの、私はこれは教育力向上三法案と、このように呼んでいくわけでございますけれども、今この時期にこういつた法案を出された意義について、議員立法発議者にお伺いしたいと思ひます。

○委員以外の議員(植松恵美子君) 民主党は、すべての子供の学習権の保障を教育政策の根本に据え、すべての子供にとつて適切かつ最善な教育の機会と環境が十二分に保障され、教育格差がなくなるよう全力を尽くすことを約束してまいりました。

しかしながら、現下の厳しい経済情勢の中で、本来は公教育が教育費の経済的な負担をしなければならぬにもかかわらず、今家計が大変圧迫されるような状況の中で家計が肩代わりをしているような状況でございます。子供の学習機会の格差をますますこれからは拡大されるおそれが強まっている状況でございます。しかし、現在の格差を生み出してきた公的資源投入の縮減方針が見直される気配はなく、政府より示される教育政策は精神論が先行して、それを実現するための

人材、予算の確保が不十分であると言わざるを得ません。苦しいときこそ将来を見据えて教育に投資をするという本来の意味での米百俵政策を今こそ実現するべきであり、ここに学校教育力の向上三法案を提出するものであります。

○佐藤泰介君 何かやり合つて政府に物を申し立てると思はれるといひません。

本当に、教育に最近や金が掛けられないという状況が、日本全体にも財政難というようなことがあるわけでございまして、私が最初に申し上げた、感性やらそういうことを養っていくには、どんどんどんどん教育費を削っていくということは文科省も望んでいないでしょうけれども、苦しいときほど、教育の先行投資という言葉が合うのかどうかは別にして、教育に予算を付けていくということは非常に大事ではないのかと私は思ひます。

そうした中、教育基本法が改正をされました。これについては我々も民主党案を出して議論をさせていただきましたが、最終的には立法院の意思として政府案が成立をした。しかし、その中で私が唯一、政府案の中で評価できると思つたのは教育振興計画でございます。しかし、すつたもんだししましたけれども、最終的にこの教育振興基本計画の中に、むしろ削られることが予想されるようなことは書いてありますが、それに基づいたアクションプランを読んでみると、削られるというような方向は書いてあるけれども、教育を更に上積みしていくんだということは、教育振興計画を教育基本法でうたいながら、それに基づく教育アクションプラン、平成二十年から平成二十四年度です。五年間のアクションプランが出て、二〇〇八と二〇〇九ですか、読みましたけれども、これで本当に基本計画に沿つてすばらしい教育が行われていくかと、予算が付いてくるなどはほとんど思ひません。そして、文科省内においても、この教育基本計画について、当初は数値なしのを見せたいだき

ました、説明を受けました。次に、渡海大臣が、どうしても数値を入れよということで数値の入ったのを見せていただきました、説明を受けました。最終的に出てきたものは、何ら数値のない、言葉だけの重要性が書いてある教育振興基本計画でございました。

なぜ、いろんなことがあったんだとは思いますが、けれども、その数値目標について文科省としてはどんなふうにかえてみえるのか、入れたらいいけれども内閣が入れさせてくれぬということなのか。ちよつとこれ聞きたいところではあるとは思いますが、振興計画に数値目標がないというのは全く絵にかいたもちですとか私には言えないわけでございますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(塩谷立君) 昨年決定された教育振興基本計画については、当時、私は衆議院の方の文教委員会の筆頭理事で、数値を入れるべきだという決議をしたわけでございますが、文科省としても当然入れるということで、やはり公財政支出、OECD比較も一番最下位の状況でございますから、今後のいろんな振興計画を執行していくためには、当然ながらこれからの財政的な拡大をしていかなきゃならぬということで、ただ、内閣全体で考えますと、財源の問題もあり、そして具体的な数値を明記することが今後将来にわたってそれがいろんなことへの縛りになるということを是非避けたいということでありまして、残念ながら数値は明記できなかったんですが、計画を執行するためにはこれからまた国会の支援を得てしっかりと実行に向けて努力をしていきたいと考えております。

○佐藤泰介君 じゃこの点、民主党の参法提出者はどのようにお考えでしょうか。

○委員以外の議員(植松恵美子君) 教育振興基本計画は、今後十年間を通じて教育の目指すべき姿や、それを実現するために今後五年間で国が取り組むべき教育施策などを示しています。例えば、今後十年間で世界トップの学力水準にすることを

目指すなど、数十項目にわたる教育施策が打ち出されています。

基本計画の策定に当たっては、昨年の五月三十日に衆議院文部科学委員会、教育振興基本計画においては、「教育投資について、欧米の教育先進国の公財政支出の平均的水準を目指した数値目標を設定し、その充実に努めること。」などを明記した決議が採択された。与野党を超えて充実した議論が行われてきました。民主党として、かねてより日本の教育機関に対する公財政支出の割合を三・四％からOECD平均の五％まで引き上げることを主張してまいりました。しかし、政府・与党が策定した教育振興基本計画には、人的、予算的な数値目標は盛り込まれず、実効性に乏しいものになってしまったと言わざるを得ません。

だからこそ、今回の学校教育環境整備法案の第八条にも盛り込まれておりますけれども、立法府の意思として学校教育に関連する予算の確保、充実の目標を教育振興基本計画にしっかりと明記すべきだということを改めて打ち出すべきだと考えております。

○佐藤泰介君 これを与党の皆さんに言うと、その財源はという話になるんだろうと思いますが、そこまで深く入り込むと四十分では終わりませんので、今各省の予算の項目の作業仕分をやつて、無駄がないかというのを民主党としては検証しているところですので、やはり私もOECDの平均ぐらいまでは、五％ぐらいまでは何とか文科省も、財務省との折衝があるんだろうと思います。が、御努力をいただきたいというふうに思います。

それでは、次に移りますけれども、教育は人だと、そして人材というのが非常に重要だということとを、人材養成が必要だということを先ほど大臣も話をされたわけですが、残念ながら、ここ一、二年、教員の給与面での待遇が大変悪くなりつつあります。とりわけ、教育基本法が改正され、〇八、〇九のアクションプランを見ます

と、めり張りのある体系ということで、あるいは一般公務員との二・七六％の差を埋める、そのために教員の給与を抑制していくことが至極当然なことのように言われているわけでございますが、じゃ、なぜ二・七六％上回っているのかということを考えれば、教員が誇りを持って、自負を持って、使命感を持って仕事ができるようになってきた。何でここでもまたその差をゼロにしなきゃならないのか。

具体的に、今日まで縮減された内容について、初中局長、お尋ねをします。

○政府参考人(金森越哉君) 人材確保法による教員給与の優遇分、教員給与月額が一般行政職給与月額を上回る部分、二・七六％の縮減がこれまでどのように行われてきたかということでございますが、これにつきましては、平成十八年七月に閣議決定をされました基本方針二〇〇六に基づきまして、平成二十三年までの歳出改革期間中に行うこととされております。

平成二十年度の義務教育費国庫負担金予算では、このうち義務教育等教員特別手当の縮減に着手をいたしまして、二十一年度予算にその平年度化分を計上したところでございます。また、二十一年度予算におきましては、義務教育等教員特別手当の更なる縮減を行うことといたしております。

なお、二・七六％の縮減の残りの部分につきましては、今後、教職調整額の見直しなどと併せて検討していくことといたしているところでございます。

○佐藤泰介君 教員特別手当は、先ほど私が申し上げたように、あの田中角栄内閣時代に作られた人材確保法によって手当てをされたものでございしますが、これについては、年度でいけば昨年度、普通にいけば今年の一、二、三で何％も削られ、今年度予算、来年の一月から三月でまた削られ、ちようど三年か四年でこれがゼロになりますね、今の方向性でいけば、二十年から二十四年のアク

ションプランでそれを順番にその数を引いていくと教員特別手当はゼロになる。そして、今の調整額も削られつつある。これもその間にゼロになる。そして、教職調整額については検討中である、中教審に検討をゆだねていると。

教員特別手当と給与の調整額をまず取っ払う。取っ払うと、二・七六の差があったものが何％になるんでしょうか。

○政府参考人(金森越哉君) 義務教育等教員特別手当の縮減につきましては、二十年度予算におきましては、御指摘ございましたように、二十一年一月から本給の三・八％から三％に縮減をいたしまして、二十一年度予算では更に本給の三％から二・二％に縮減をしたところでございますが、二・七六％の縮減の残りの部分につきましては今後検討していくことといたしているところでございますので、それが順次どうなっていくかということは今後毎年度の予算編成において決まってくるものというふうに考えているところでございます。

○佐藤泰介君 給料の調整額。

○政府参考人(金森越哉君) 給料の調整額につきましては、二十一年度予算におきまして、支給額を本給の、これも二十二年一月からでございますが、支給額を本給の六％程度から四・五％程度に引き下げることをいたしております。

二十二年以降につきましては、この二十一年度に引き下げましたものの平年度化分が生じてまいりますけれども、更なる縮減というような取扱いにつきましては、二十二年以降の給料の調整額の取扱いにつきましては今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○佐藤泰介君 そんな、ちよつといいかげんな答弁しちやいかぬですよ。もう削るんでしょ、これ。二・七六％取るんでしょ。来年になったらまた状況を見るんですか。上がる場合もあるんですか。アクションプランをずっと見ていくと、ちようど二十四年でゼロになるじゃないですか。今年引いた分を当てはめていけば、給料の調整額

が。また、教員特別手当も二十年度から〇・八をずっと引いていけば二十四年でゼロになるんじゃないですか。状況を見て考えるというのは余りにも、まあ金森局長官僚ですから、官僚答弁そのものじゃないですか。そんなものは、これ二年見れば分かるでしょう、同じ数字引かれてきておるんですから。その給料の調整額、教員特別手当が全部なくなったら二・七六%が何とか縮まるんじゃない。それで一律支給しなきゃいけない教職調整額をどうしようかと。これまで取っちゃったもの全然取り過ぎになっちゃうと。したがって中教審に審議をゆだねておるんでしょう、そこだけは。

そういう見え見えの答弁しちゃうかぬですよ。そこにはなぜ教員の二・七六を取らなきゃいけないかという理由がはっきりしないじゃないですか。教員の、何といいますが、使命感、あるいはそういうことに対して、三十四時間も残業で働いて子供たちのために頑張っている、そういうことで教職四%も付いた。しかしそれも張りの中で差を付けるなり、取ろうとしている。しかし今の法律ではそれは書いていない。したがって中教審にゆだねて、その結果を待つておるんでしょう。

それから、私が申し上げた給料の調整額、これもちゃんと二十四年で計算が合うんですよ。ゼロになる。教員特別手当、人確法もこれゼロになるんですよ、ちょうど。そんなことをやっていたら現場の教員のやる気はなくなりますよ。いい人材は集まりませんよ。

今、私は、今日質問に立つに当たって、名古屋ですとか、名古屋の私の同級生の校長たちは退職していますが、彼らがよく漏らしていたことに、新採用者の質が悪くなった、定数も上げてもらうのもいいけれども、もっといい人材を教育界に送ってほしいと。

それで東京はどうかと。先日、東京の小中学校、名前は落合小学校と落合中学、校長先生に会ってきましたよ。現場として何が一番求められますかと。私は定数だとかいろんなことを考え

ておりました。即座に小学校の校長先生も中学校の校長先生も、質の高い教員の配置をお願いしますということなんですよ。

これだけ教員の待遇を悪くして、一般の公務員と同じにして、教員だけは教員免許更新制を入れる。例えば、個々待遇だから入れるというならある程度の理解もできる。じゃ、一般公務員並みにして、一般公務員にも公務員の更新制を入れますか。大変なこれは私矛盾だと。ますます私が最初に申し上げた感性のある子なんかは育ってきませんよ。

本当にこれからの教育を考えるなら、優秀な人材を集めようとするならば、給料は下げられる、十年たったら更新制があつて首になるかもしれない、そんなところへ優秀な人材が応募してきませんか。私は物すごいそれが不安です。物すごい給与が高ければいい。それはやっぱりいかぬですよ。二・七六の差のために、この人が教員として間に合うかどうか。二〇%も三〇%も上だつたら更新制しようがないとも思いますよ。

もう大臣や金森初中局長に聞いても余りはつきりしたお答えは返つてこないと思いますので、この点、民主党案提出のこれからのそういった教員の待遇や教育の在り方全般にわたって、民主党の考え方を鈴木発議者に、提案者にお尋ねをして、終わりたいと思います。

以上です。

○鈴木寛君 委員御指摘のとおり、まさに今、私も東京でございますけれども、東京あるいは埼玉、こうした教育委員会が、地元では優秀な人材が十分に確保できないために例えば東北の方に採用のためのミッションを出すとか、こういう状況になつております。例えば埼玉県は、おとしの採用内定者、上位から民間企業に内定を返上して移つてしまつた。こういった大変に都市圏においては極めて深刻な状況にあると。この危機感を是非すべての委員の方々に共有をしていただきたいと思います。

まさに冒頭、辻井さんのお話を委員されました

けれども、実は辻井さんの指導をされました横山教授は私の友人でもありまして、あるいはそれを支えてこられた三枝成彰先生も私の友人なわけでありまして、教員というのは決して給料のためにその職を志し、またそれを従事し続けているというところではない人がほとんどであると思つております。私も十数年教壇に立たせていただいておりますが、恐らく横山教授は自分がグランプリを取ること以上に大変な喜びをかみしめておられるというふうに思います。

そういう、まさに私は教師というのはすばらしい本来やりがいのある仕事だというふうに思つておりまして、そのことを社会全体がやはり守り立てていくということが必要だと思ひますが、しかしそれにしても、この間の教員に対する、例えば生徒と向き合う時間がどんどん減つていく実態あるいは社会全体の教員バッシング、そういう中で教員のやる気というものがそれが、そしてそういう先輩を見ている若手の学生たちがこの道を進むことにちゅうちょをされているという実態はやはりきちつと立て直していかなければいけないと、こういうふうに思つております。

私は、実はNPOで、教員を目指す学生八十人ぐらい毎年抱えながら都内あるいは神奈川県に学校にボランティアを送り続けておりますが、実は教員になりたい、あるいは教員を志望したいという学生はいっぱいおります。しかし、大学三年生あるいは大学四年生になりますと、結局そういう志をいろんな意味で断念をして、そして残念ながら教師の道を進まずに行つていくという、そういう大変残念な状況も見えておりますので、そういったことをやっぱり一つ一つ検証して、こういう教員を目指す人たちがその道を安心して、そして思う存分、そしてそういう人たちが社会全体で支え応援をしていくと、こういうことが必要でございまして、その制度面あるいは予算面のことを今回の学校教育関連三法案に盛り込ませていただきたいと思います。

○佐藤泰介君 ありがとうございます。

○水落敏栄君 自由民主党の水落敏栄であります。民主党提出の三法案についてこれから順次質問いたしますけれども、その前に私は与党の立場として、私の率直な意見を申し上げたいと思つております。

私は、我が国の未来を担う子供たちに良好な教育環境を提供して、我が国の将来をゆだねる人材に育っていただきたい、そうした思いは与党も野党もない、私たちの共通した願いだと思つております。そのためには、しっかりとした予算の裏付けの下で着実に政策を実施していくことが求められると思つております。

私たち与党は、政策を実施する場合、党の部会とか各種機関や会議に諮つて具体的にすべてクリアしたものを法律案として国会に提出します。各種機関等の中では法律案の問題点とか財源等についても徹底した議論が行われて、それに堪えられないものは日の目を見ることはないわけでありまして、責任を持つて国会に法律案を提出して、その政策を実施することができかどうか政策担当能力があるかどうかの指標の一つであると思つております。

先般の高校無償化法案は、恒常的に毎年四千五百億円の予算が必要であるにもかかわらず、その財源について納得できる説明がございませんでした。発議者は四月二十三日の当委員会において、一般財源化された道路特定財源二兆六千億の中から財源を捻出すると答弁されておりましたけれども、そのためには具体的にどの政策を縮小して教育に回すのか明らかにされておられません。今回の三法案については直接予算を必要としませんけれども、仮に成立すれば、その政策を実施するためにやはり予算が必要となるわけであります。その場合、財源をどのように確保しようと考えられているのか、少し心配であります。

現在、財政再建のさなかにあつて、厳しい財政状況の下で各行政分野において骨身を削るような行財政改革が行われておりますけれども、このよ

うな状況の中で学校環境を整備します、あるいは人材確保法や行政改革推進法を改正して国立大学法人等の人員費総額と公立学校教職員総数等の削減規定を削除します、また先般審議した高校授業料を無償化しますなどという法案は、確かに聞かえはいいんですけれども、具体的な施策と財源の裏付けがなければ、どんな政策でも絵にかいたもちになると思うのであります。私は今回の三法案に対して率直にこのような感想を抱いた次第であります。

それでは、個々の法案について順次お聞きをしますまい。

まず、学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案であります。

この法案を読ませていただきましたところ、第六条の学校教育環境整備指針というところがちょっと気になりました。この学校教育環境整備指針については、第二項で学級編制や教職員数の目標水準について定めるものとすると規定されており、また、その定められた水準を達成するためにどのような程度の水準を想定しているんでしょうか。また、その定められた水準を達成するためにどのような程度の予算が必要となるのか、もし見積もっているのであれば具体的な額を示していただきたいと思ひます。

○鈴木寛君 まず、すべての委員の皆さんと、学校環境を整備しなさいといふこと、この認識を共有していただいているといふことは大変有り難いことだと思ひます。

それで、私は二〇〇一年に参議院に当選をしたわけですが、例えば二〇〇〇年から今日に至る決算ベースで申し上げても、国費ベースで二兆円の教育費が削減されているわけですね。もちろん、この中には三位一体の改革が入っております。じゃ、地方でどれだけの力が入っているのかという、五千億でございます。つまり、差し引きで一兆五千億円の教育予算が削られてきたと、こういう事実はこのままだと委員会でも共有を改めていただかないといけないと思ひますし、そういう

意識を共有していただいているものですから、昨年は、大臣が理事のときに衆議院の文教科科学委員会でも教育費をきちんと確保していくんだということと野党を挙げて決議をされたと思ひますし、教育振興基本計画の中でもそういう議論が、これは与野党を挙げてやってきて、そしてそこは今もろ道半ばではありますけれども、そういうことだと思ひます。

じゃ、これをどうやって盛り返していくかといったときに、その具体的な盛り返すための国民的な理解、合意を得るための方法として、私どもは今回の学校教育力三法案を提出をさせていただいているわけがあります。

その中で、これはそもそも今の、例えば標準法にしても、あるいは教員免許の在り方にしても、例えば教員免許法というのは昭和二十四年にできた法律でありますし、標準法は昭和三十三年、幼稚園の設置基準は昭和三十一年でございます。要するに、基本的にはそのときの枠組みの延長線であるというものですから、どんどんどんどん押し込まれてきているわけでありまして、やっぱり二十一世紀の今日の現状に踏まえて、そして諸外国の情勢も見て、今の教育の置かれた現状、そして二十一世紀の教育を見据えたときに、やっぱりこういうことがあるべき姿だろうといふことをきちと国が、あるいは国会で議論して示して、それを達成するためにはこういうふうな具体的な計画が必要で、それにはやはり税金を、ほかの諸課題、我々の場合は、これは公共事業を削減します、コンクリートから人へといふことを、これ代表を含めて言っているわけですから、歴代の代表が言っているわけでありまして、それよりも教育予算を最優先をしていくといふことは、だから、削るところはどこかといふばコンクリート予算で、増やすところはどこかといふば人の予算と、こういうことになりまして。

そして、二兆円削減をされてきた、これをどう盛り返していくかといふことでございしますが、じゃ具体的なその数についてどういう目標を持つ

ているのかと、こういうお尋ねでございますが、私も、やはり教育の質といふのは、様々な制度論が行われてきましたけれども、制度論が私にはもうこの間過剰になり過ぎてきたと。それはなぜかという、結局、予算カットあるいは人員力カットが先ありきで、これは議論してはいけないといふことになるので、何か教育改革といふと制度改革と、こういう悪循環を断ち切りたい。教育といふのは、基本的にいい先生が十分な時間、情熱を持って、やる気を持って、そしてそのことがちゃんとリスベクトされて臨んでいけば、いい教育は基本的に私は行われるんだと思ひます。

そういう意味で、まず十分な時間を取れるという観点で申し上げますと、やはり教員一人当たりの生徒数といふものがOECDの中で一番最も条件が悪い状況になっていきますから、少なくとも教員一人当たりの生徒数はやはりOECD並みにしていく必要があるといふふうに思ひますし、それから、先進各国を見てみますと、教員実習が二週間から、先進各国を取るといふ国は日本にしかありません。それから、多くの国が少なくとも五年、フィ

ランドは六年と、こういうことになっていきますから、そういった意味での質、数の拡充をしていかなければいけないと、こういうふうに思ひます。では、OECD並みにしていくと……

○水落敏栄君 順次やりますから。

○鈴木寛君 はい、分かりました。そういうOECD並みと、こういう目標でございます。

○水落敏栄君 三十分しか時間が無いわけでありまして、答弁だけでも五分以上過ぎていきますので、簡潔にひとつ発議者もお願いしたいと思ひます。

そして、この法案の中で、第二項第一号で、教員のその有する免許状の種類ごとの比率について、ちよと触りましたけれども、お聞きしたいと思ひます。

この条文のように教員の有する免許状ごとの比

率について目標水準を定めましますと、かえってその目標に縛られることになるんじゃないだろうか、あるいは教員の配置に当たって多様な人材の確保とか柔軟な対応が困難になるんじゃないかなと思ひますが、危惧してはいますけれども、具体的に何をどのように定めることを想定しているのか、また多様な人材確保等に対する影響についてはどういふふうに発議者は考えていらっしゃるのか、端的にお答えください。

○鈴木寛君 今回の法律では、専門免許状と一般免許状、あと特別免許状、臨時免許状といふことになるわけでありまして、要するに、専門免許状を持った人をどれぐらい、一般免許状を持った人をどれぐらいと、こういうことは目標として決めていきたいと思ひます。

そういう意味で申し上げますと、今お尋ねの万人ぐらゐの教員が全国でおりますけれども、毎年の新規採用といふのは二万五千弱ぐらゐなんです。そうすると、仮に今後その修士を採っていくといふことになっても、要するに二万五千ずつしか増えない、残りの九十万人の方々は現職の教員であります。私どもは現職の教員の皆さんに対しても約十年ぐらゐたつたところで、まあ八年ですけれども、十年ぐらゐたつたところで、きちとそういう更に上位の免許、研修、研さんを積んでいただいて免許を取っていただきたいと、こういうふうに思ひます。

したがって、そういうふうな現職の教員にもっと高い免許を取っていただくといふことを奨励をするまず目標を掲げて、そのためには、当然その間、例えば一年間ぐらゐもう一回大学院に行き直していただくといふようなことも必要になってきますから、その分の定員も確かに少し多めに確保しなさいいけませんし、それから、当然そのための予算といふのも今よりは増えていくといふことになりまして、そういうことを計画に織り込んでいくと、こういうことを考えているわけであり

○水落敏栄君 三番目ですけれども、学校の施設

及び設備についてちよつとお聞きします。

発議者は目標水準について具体的にどのようなものを想定されているのか。そして、施設整備について目標を定めて全校整備することになりますと、義務教育段階だけでも、小学校が全国で二万二千校、そして中学校、一万校もあるわけですね。したがって、多額の費用が要することに なりますけれども、発議者としてはどのような額が必要になるのか、そういう積算をしていたら教えていただきたいと思っています。

○鈴木寛君 恐らくこの問題意識は政府とほとんど同じだと思います。要するに、地震で壊れないまづ校舎で学んでもらう。それから、本予算でも、補正予算でもスクール・ニューディールという予算が出されて、もちろん私は中身においてちよつと賛成しかねる部分もありますけれども、例えばきちつとICT化を進めていくとか、そういう予算も取っておられるわけでありまして、私どもも、基本的には耐震の問題、あるいはこれから非常に多様化する情報教育も含めてのそうした設備、まあ整備の内容については我々疑義がありませんけれども、そういった対応をしていかなきゃいけないということは同じ意見を共有しております。その部分については、もちろん予算の許す範囲内ではありますけれども、きちつと計画を持って、補正予算でやるのももちろん結構です。それは計画を前倒しすることになりますから。しかしながら、やはり五年なりなんの計画的に順次進んでいくということを見えていく必要があるということ、こういうことを盛り込んでいくところがございます。

○水落敏栄君 淡々と聞いてまいりましょう。

本法案で規定する教職員の配置、教員数、教員免許の種類ごとの比率、学級編制、学校の施設整備、これについて、目標水準等の内容によつては多大な、本当に多大な財政負担を生ずるおそれがあるわけです。現下の厳しい国家財政において、そのような金額をどこから出すのか。本法案については、理念はすばらしいものだと思いますけれども、

ども、先ほど述べた、前回の高校無償化法と同様に、その裏付けとなる財源の確保について心もとないところがあると思っております。私は、

発議者が考える水準を達成するためには財源の確保が絶対必要なんですね。そこを説得力を持ってちよつと御説明いただければ有り難いと。

○鈴木寛君 もう先生十分御承知のことだと思いますが、高校無償化法は法案成立とともに直ちに予算を必要とするという法律でございます。今回出しておりますのは、むしろ財源確保のために国民的合意を得るための法律でございます。

つまり、この法律が成立して直ちに予算が幾ら幾ら発生するわけではありませんが、この法律は、要するにこういう教育をやろうじゃないかと。それを単に施設の話ではなくて、やっぱり人の部分、あるいは人の質の部分、そしていろいろなソフト、知恵、そうしたソフトウエア、ハードウエア、ヒューマンウエア、トータルの二十一世紀の日本が目指す教育というものはこうですというのをきちつと法律でもって国民にお示しをします。そうすると、諸外国に比べてここが足りないんだ、あるいはGDPに占める公教育の公財政支出も少ないんだと、このことを御理解をいただいて、そして、ああ、これはやっぱりもつともつと我々の貴重な貴重な税金を教育につぎ込んでいかなければいけないというのを御理解いただくための法律でありますし、財源を、まさに予算を確保するための法律だと、こういうことでございます。

○水落敏栄君 発議者のお考えも分かりますけれども、確かにこの三法案は直接予算を必要としませんけれども、仮に成立したとすれば、やっぱりその政策を実施するためには予算が必要になるわけですね。そうしたことから財源どうするのかというのを聞いているわけですが、もう時間がありますから次に移ります。

次は、教職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案であります。

本法案では、すべての教員の基礎資格として修士の学位を求めている。現在、東京、大阪など大都市を中心として、教員の大量退職時、深刻な状況になっていきますけれども、したがって、採用試験の競争率が大きく低下しているわけですね。これに伴って、教員の資質、能力の維持が大きな課題とされております。在学期間の延長とそれに伴う学費の負担増から、教員を目指す人が減ってしまうことも予想されるわけですね。四年から六年になるわけですから。その結果、競争倍率が低下して、逆に教員の質が低下する危険があるんじゃないだろうかと思っております。

優れた多様な人材を教育現場に招き入れることができる点は、現在の教員養成制度の大きな利点でもありますけれども、しかしながら教員養成六年制の下で教員採用試験の倍率を維持しようとする膨大なコストが掛かる。その割には質も思うように上がらない、こういった事態が招くおそれもある。法曹養成においても、法科大学院大学のように、一部こうした事態が指摘されておりますけれども、したがって極めて慎重な対応が不可欠だと思っております。この点、発議者はどう考えておられるのか伺います。

○鈴木寛君 まず、ちよつと前の御質問で、もう簡単に答えさせていただきます。政府はこの八年間で二兆円の教育予算を下げたんです。この下げを絶対に止めなさいといふんです、直ちにです。それから、都道府県あるいは市町村は、きちつと交付税で手当てしているにもかかわらず、教育のために手当てした交付税をほかのことに流用しているんです。これも止めなさいといふんです。そのためにこの法律が必要だということをお聞きください。

そして、御質問にお答えをいたしますけれども、教員の質、特に大都市圏における質を確保しなければいけないというのは、これはおっしゃるとおりです。それを倍率を維持することによって確保するというのは、もう私は限界だと思つてい

ます。

といひますのも、ここで劇的に教員給与を一・五倍にするとかそういうことができれば、それは倍率を確保して、今の制度の中で大勢集めて、その中から優秀な人を探ればいいんですけれども、それは現実問題として民主党政権になつても教員の給料を二倍にするとは直ちにはできませんので、であれば、教員になろうということに相当覚悟を固めた人を二年間きちつとこれはやっぱり養成をしていくと。

そこに、その絞られた、今は教員免許を毎年十二万人取るんですね。したがって、教職課程というものが、十二万人を相手に今の教育学部あるいは大学院のリソースを投入しているものですか、どうしてもこれは薄くなります。そうではなくて、二万五千人ぐらい取るということになれば、少しバツファアは設けなければいけませんから、四万人とか五万人ぐらいの人たちに對してちゃんと今の有限な教育資源を、大学だつて非常に予算が厳しい、人員も厳しい。そうすると、そこに集中する。

それから、とりわけ今の教員、新しくなる教員で足りないところはやっぱり実践経験なんですね。ここがほとんどやつぱりできていない。逆に、大学四年間、ボランティアとか教育ボランティアとか物すごく頑張っている学生が増えていますが、そういう学生は教員が取れない、あるいは教員免許試験に受からない。結局、採用が矛盾しているんです。結局は、そういったボランティア経験とか、あるいはどうしても東京都の場合は二千五百人から三千人ぐらい採ることになりますから、そうなりますと、一括で三千人採ることになると、その採用の公平性とかということになりますと、どうしてもペーパーテスト、数値化できる採用に偏らざるを得ないということになります。そうすると、数値化できない、目に見えない教員としての資質というものをきちつと一回のペーパー試験ではこれは見れない。そうなりますと、やっぱり二年間きちつとした実習を、まさ

に手塩に掛けて育ててから教育現場に送らないと教員の質は十分確保できないのではないかと、こういう考え方でございます。

○水落敏栄君 それでは、現実的にその受入れ側の体制についてちよつとお聞きします。

修士レベルですべての教員を養成しようとする場合、専任教員とか予算の確保など、大学院における体制の整備が必要になるわけですね。法案にある移行措置によりますと、旧制度の免許状の授与は平成二十五年度末までとするとされておりましたが、平成二十六年度からはこの新制度による授与になると。カリキュラムの構築や定員枠の設定とか一年間とされる教育実習の受皿の確保、こういうのには時間が掛かるし、難しい問題が山積していると思います。

六年制の導入に当たって、教員養成を行う大学院に対して、どのようなスケジュールで、何を財源として、具体的にどんな支援を行うのか、これをしっかりとしないと受け入れる大学院側としては大変なことだと思ふんです。このことについて端的にお答えいただければと思います。

○鈴木寛君 もちろん大変なことだと思います。しかし、この文教科学委員会でも、薬剤師の方の六年化ということについて、大変ではありますけれども決断をして、そして今それぞれの薬学部で一生懸命頑張っておられるわけでありまして。

国立大学法人化以降、大学に対する運営費交付金というのがもう大幅にカットをされております。五％カットされております。その中で教職系といえますか教育系の大学に対する運営費交付金は更なるカットをされておりますから、そこはきちつと、まず運営費交付金を絶対カットしない、我々はやつぱり少しでもきちつと増やしていきたいと思つておりますし、今までカットされ過ぎてきた教員大学に対する運営費交付金をやつぱり元の水準に戻すということをした上で、そして現有的教育学部の教員をきちつと教職大学養成のコースにシフトをしていく、あるいはそこに集中をしていくということをしてやれば、少なくとも大

学側の体制なら今なら間に合います。これがもう少したちますと、もう教育系大学が崩壊をします、あるいは関連の学部が。だから、そうならないうちにこうした新しい制度への移行が必要だと、こういうふうを考えているところでござい

ます。○水落敏栄君 時間がだんだんなくなつてまいりましたので、一つ飛ばしまして、幼稚園教諭を養成するのは短期大学でもいいわけですね。この法案では幼稚園と小学校で共通の免許状をつくるようなことになっていきますけれども、一律の六年制は、短期大学士を基礎とする二種免許状の取得者が少なからずの割合を占める幼稚園や小学校の養成課程に大変な混乱を招くんじやないかと思ひます。

現在、幼稚園教諭の養成は、申し上げたように短期大学を中心として行われておりますけれども、二種免許状の授与は一種免許状の四倍弱に及んでいきます。これを一律に六年制とするのは余りにも非現実的じやないかと思ふんですね。認定こども園における教育環境の質的向上を図る上で、教員と保育士の資格の在り方、重要な課題の一つとされていきます。幼児教育の在り方を国民全体で議論しようとしている中で、一足飛びに幼稚園教諭に修士の学位を求めるとことは余りにも非現実的じやないかと思ふんです。拙速じやないかなと。

幼稚園関係団体とか保育所関係団体、あるいは小学校、幼稚園の教諭、保育士の養成にかかわる短期大学の団体とか、そして関係者の理解は得られているのでしょうか。このことについてお願いします。

○鈴木寛君 御指摘の懸念は私どもも承つております。一足飛びにと申し上げましたが、これをやると同時に、併せていろいろなことをやらなければいけないという認識は先生御指摘のとおりでござい

ます。例えば、ただ、幼稚園の課程、御党も幼児教育の充実ということを言つておられますので、その

問題意識は同じだと思ひますが、例えば臨床心理士というのはやつぱり六年なんですね。特にやつぱり今ネグレクトだとかいろいろな非常に難しい問題、特に幼児教育をちゃんとやらなきゃいけないということになりますと、そういう心理学とか発達科学についての素養等を考えますと、幼稚園の先生は短大でいいという認識はやつぱり改めるべきだろうと思つております。

したがって、幼児教育に携わる教諭もそうしたきちつとした養成が必要だということで、まず基本論としては私も今回の法律をやつぱり幼稚園にも修士を持った人がいるべきだと。ただ、昭和三十一年にできました幼稚園設置基準というのがあります。幼稚園についても一律学級制というものを導入してこの幼稚園設置基準というのはできています。したがって、一学級に対しては一教諭がいなきやいけないと。

ただ、この教諭も必ずしも教員免許を持った教諭じやなくて、助教諭とかあるいはいろいろな園長先生とかもそういうことが兼ねられるように現行制度でもなつておりますけれども、あるべき幼稚園の、幼児教育の学習環境というものをきちつと我々は今回の指針の中で定めて、そしてやつぱり幼稚園に、本当に生涯、幼児教育というものをやつていきたいという免許を持った方と、それから、特別免許状というのは都道府県知事が臨機応変に出すことができます。そういう方々がまさにチームティーチでやつていくというよう

なことをきちつとお示しをして、今短大でやつておられる方はそういう特別免許状を取つて、そういう専門免許状を持った人をきちつとチームティーチでサポートしていく。そこには、一律幼稚園について三十人学級、その学級制というものは、一律に押し付けるという考え方はコンセプトから改めていくし、それから家庭教育との要するに役割分担と、分担ということもきちつと再定義していく中で御理解を求めていきたいと、こういうふうを考えているところ

でございます。○水落敏栄君 私のお聞きする点に具体的にお答えいただけなくて、ちよつと私は残念でありますけれども、次にいわゆる教職員数拡充法案についても二、三問お聞きしたかったですけれども、与えられた時間が来てしまいましたので、発議者に対する質問は以上とさせていただきます。

最後に、大臣、せつかくおいでをいただいておりますが、この三法案についてる質問をさせていただきます。この質疑を通じて、現下の厳しい財政状況の下では、私はその三法案に対してどうしても賛成し難いという気持ち強くしています。したがって、文部科学大臣に、これまでの質疑を聞いておられてどのような御所見を持たれたか、率直な御意見をお聞きしたいと思ひ

ます。○国務大臣(塩谷立君) 今回提出されたこの三法案につきましては、考え方等、我々当然共鳴する部分もあり、今後、教育環境整備あるいは教員の養成等、しっかりと取り組んでいかなきゃならぬと思つておりました。こういう点については、私どもとしてもずっといろんな検討をする中で、今委員が最初からおつしやつていた、やはり実際にどこまでできるかという財政的な裏付けがあつて

しつかりと法案等が出される、政府としてはそういうことで、今残念ながら、例えば財政全体でいきますと、社会保障の問題等様々な課題がある中でどこまで教育予算が確保できるかということ、は、また私どももしっかりと確保するために努力していかなければなりません、現状を踏まえた上で、政府としてはこの今の現状では今回の法案についてはなかなか賛成しかねるような状況だと思つております。

○水落敏栄君 終わります。○山下栄一君 最初に、教員免許の件について質問をさせていただきたいというふうに思ひますが、今、水落議員おつしやつた観点は極めて重要な観点で、私も同じ今回の法案についての問題点、非常に重要なところが明確に言えない状況に

あるということが一番の問題だということ
は、今も、私も同じ意識で共有しておるわけ
でございます。

その上で、六年制なんですけれども、教員養成
六年制、資質向上のために大変大事だといこと
なんですけれども、現実、今、今もお話ございま
した、例えば幼稚園の先生は八割近くが短大卒だ
と、現状は、八割近い幼稚園の先生が短大卒で、
二級免許というんですか、それを六年にするとい
うことはちよつと現実的ではないかと。そうだと
したら、今も少しお話があったんですけれども、
子育て、そして幼児教育のために六年間しつかり
と学んだということがなぜ必要なのかということ
を明確に説得力を持って言わないと、なかなか
これは難しいなと。

なぜそういうことを言うかという、学部はと
もかく大学院の勉強というのは、現状です、よ
特に文系は、そういうふうな基本的に教員養成の
観点ということに通用するようなカリキュラムな
り大学院の先生の配置になっているか、そして教
育という観点でどれだけの先生、ちよつと余りにも
ギャップがあり過ぎてよく分りにくい。子
供の心理とか様々な勉強が必要だということとはよ
く分かりますけれども、現状の大学院教育のこと
を考えたときに、まずそつちから変えていかぬこ
とにはちよつと耐えられないのではないかと、ほ
とんど希望者がなくなっていくんじゃないの
かなと。理系はまだマスター、修士は耐えられる
かも分かりませんが、文系の場合は特に難しい
のではないかと、率直な感想を持ったんですけ
ど、この辺はいかがでしょうか。

○鈴木寛君 これは、私もおりましたけれども、
平成十九年とか平成十四年とかに学校教育法を改
正をして、修士に専門職大学院という制度を導入
いたしましたですね。先生もそこに加わってお
られたと思います。

そもそなぜ文系に専門職大学院という制度を
設けたかといえは、これはもう釈迦に説法ですけ

れども、おつしやるように、文系の大学院教育と
いうのは非常に狭く深くの専門家を養成するとい
う、研究者の専門家を養成するとい場であった
という反省に立つて、世の中の現場で、例えば法
律の現場、あるいは教職専門大学院というのもの
もできております。ここで毎年八百人の人たちが
もう既に学びを開始しているわけでありますが、
そういう人たちは、今までの反省に立つて、ちゃ
んと教育現場で役に立つ実践能力を持ったプロを
養成しようじゃないかという、そういうことでこ
の学校教育法に我々も賛同いたしましたし、与党
の方々がそういうことで法案を提出されたんだと
いうふうに私も理解をいたしております。

もちろん、そのことにまだ私は作つたけれども
魂が入っていないという御指摘かもしれません
が、それは、そのための予算も確保していただ
け、そのためのリーダーシップも發揮をしていな
いという、これまでの与党の専門職大学院政策に
対する御批判のなか。御批判は私、共有いた
しますので、そのためにもきつとした専門職大
学院を、まさに始まつたばかりの教職専門職大
学院制度をやつぱりもつと充実させていかな
ければいけないんじゃないかなと。そのときに、
幼稚園課程を排除するということはおかしいん
じゃないかなというのを言っているということ
でございます。

○山下栄一君 ここでおつしやっている六年制の
中の二年間の大学院における勉強というのは、あ
りとあらゆる教科、小中高、全部教職大学院で受
けるという、そういうことでしたかね。

○鈴木寛君 それは、必ずしもそうではございま
せん。

といいますのは、教育の専門性といったことを
考えた場合に、学校経営の専門性、あるいは教科
指導の専門性、それから生活指導あるいは進路指
導の専門性、こういうことになりますので、例
えば、教科指導の専門性などは、理学部の修士を
取つた人が、加えてきつと教育の実習を延べで
一年間程度ちゃんと、今は二週間で取れますか

ら、これでは、確かに物理のことは詳しいかもし
れませんが、子供の前に立つたらもう何も
しゃべれない、あるいは難しい数式ばかり振り
かざして、これじゃ全く伝わらせんから、そう
いうことを追加してちゃんとその免許が取れる
と、こういうことでございしますので、全部が教職
大学院ではございせん。

○山下栄一君 その六年制ということと教育実習
一年間やれということ、もうちよつと整合性を
持つてきつと計画を立てられた方がいいのでは
ないかと。教職大学院の臨床的な、それはもう単
位取らにやいかぬわけですから、そういうことは
私は教職大学院として非常に重要な理念の下にス
タートしていると思うんですけれども、一年間教
育実習を同時に課して六年も勉強せよということ
がちよつと、もつとまづ分りやすく説明をし
ていただければと思います。

○鈴木寛君 先生も今の教育学部あるいは学生の
実態を御存じでおありだとは思いますが、私も毎
年八十名から百名の学生見ておりますけれども、
今でも四年だともう教養課程は一年もできませ
ん。例えば早稲田大学なんかはもう一年生のとき
から専門をやっているんです。それでやつと四年
で何とか教職課程が取れるぐらい、やつぱり教職
課程も、情報のこともやらなければいけない、い
ろいろな教育心理のことも、あるいはいじめのこ
とも不登校のことも、やつぱり学ばなければいけ
ない要素が物すごく増えてきて、実はそのことが
今教養課程の、本来全人格的教育をするところも
圧迫しているということをまづ御理解をいただき
たいと思います。

この四年の中で更に教育実習を追加する余裕は
どこにもありません。したがって、六年にして、
そしてやつぱり、なかなか残念ながら、私も毎年
大学一年生見えていますけれども、ほとんど未熟化
しております。したがって、教養課程もやつぱり
もうちよつと充実をさせなければいけない、その
上で高度化する専門も学ばせなければいけない、
それからその上で子供ともちゃんと接してコミュ

ニケーションする力も育てなければいけないとい
うことになりまして、どうしてもやつぱり四年で
はもう足らないと。だから五年、六年にしてい
なければいけないんじゃないかと、こういうこと
でございます。

○山下栄一君 全人的なそういう観点からの力を
身に付けて現場に行くということは大事な視点だ
と思うんですね。ただ、今の高等教育もそうす
けれども、高校教育も含めて、全人教育の観点と
いうのは私は非常に弱いと。だから、学力テス
ト、学力至上主義みたいなこと、学力とは何かと
いうこともありまして、点数で表現された
学力というのは非常に気になりますので、ベー
パーテストの弊害やと思いますけれども、教育の
根本的な在り方にかかわることになっていつてし
まいますけれども、そういう議論とか中身を抜き
にして六年間とかく学ぶ年数を増やしたらいい
なという角度は、ちよつと私はもう飛躍している
なというふうに思うということを感想に述べさせ
ていただいて、次の問いに行きたいと思うんで
すけれども。

今回、教員免許授与と権者、これを文部科学大臣
とすると、普通免許状ですね、これは。これは私
はどうかなと思います。

まず、現行どうなっているのかということを確認
させていただきたいと、文科省に。なぜそう
なっているのか、なぜ今は都道府県教育委員会に
なっているのかということをお願ひしま
す。

○政府参考人(金森越哉君) 教員免許の授与と権者
ということについてお尋ねでございますけれども、
実は平成十一年度までは国からの機関委任事務で
ございましてけれども、当時の免許状授与に関す
る事務の実態を申し上げますと、国は基準の設定
を中心に行いますものの、実質的には都道府県の
教育委員会が戦後一貫して授与と権者として教員免
許の授与に関する事務を行つてまいりました。そ
こで、その後、平成十一年の地方分権一括法によ

りまして、免許状の授与につきましては、こうした運用の実態を踏まえ、地方分権の観点から、従来の機関委任事務から自治事務へと変更、整理されて現在に至っているものでございます。

○山下栄一君 今の話は全然分らないんですけどね。地方分権一括法になって自治事務になったと。すると、それまではそうじゃなかったということになるんですね。ということは、民主党と同じ意見……

元々は授与権者は国だったんですか。これは本当にそうなのかね。

○政府参考人(金森越哉君) 国から都道府県教育委員会に対する機関委任事務でございましたので、実際には都道府県教育委員会が授与権者として教員免許の授与に関する事務を行っていたところでございます。

○山下栄一君 いずれにしても、一括法で今は自治事務になっていると。教員免許の授与は都道府県でやるんだと。それは、要するに機関委任事務から自治事務になったということは、元々は国の権限だったんだけれども、自治事務に変えた。これはちゃんとした理念を持ってそういうふう判断したというふうに考えたいんですが、どうなんでしょうか。

○政府参考人(金森越哉君) そのとおりでございます。

○山下栄一君 これちょっとね、これは駄目だよ。ちよっと準備、やり取り不足でこうなつて、済みません。

この教員免許法というのは昭和二十四年にできたわけですね。そのときの趣旨説明は、法案の趣旨説明は、免許の授与権者についてだと、第四点、これは趣旨説明者が言っているんですけど、旧制度、戦前やね、これは旧制の中学、高校は文部大臣だったと。それで、国民学校、幼稚園は都道府県知事、県知事、これは国が任命した知事ですけど、というふうになっていたと、授与権者になっておりましたが、この中央集権的傾向を排して、すべて都道府県に一任することとしたのだ

と。これが昭和二十四年、戦後の教員免許法の基本的理念やつたと思うんですよ。いつの間に国の機関委任事務になったのか、私はよく分かりませんですけど。

私は、本来これは、もちろん全国的な免許の基準はある、それはだからこういう教育内容、カリキュラムやりなさいよということを法律に明記してあるわけですからね。別表にもちゃんと書いてあると。それで水準保つていたと。だけど、あくまでも授与権は県にあるんだ、都道府県にあるんだということとは大事な理念だという考え方でこの教員免許法という現行法は成り立っている。それと全然違う今回の民主党の案なので、普通免許状をどうして文部大臣にするのかということをお考えをお聞きしたいと。

○鈴木寛君 我々、日本国教育基本法、まさに教育基本法改正のときに、我々の考え方として、対案として出させていただきました。もうそのときにやっぱりきちつともう一回、何が国の役割で、何が県の役割で、何が市町村の役割でということの理念から再整理をさせていただいた結果でございます。

つまり、要するに今までは人事というのは、免許付与もあるいは採用も、そして教員人事もこれは都道府県教育委員会がやりますということとで今までできてきたわけでありまして。しかしながら、私どもはやはり教育委員会、とりわけ都道府県教育委員会の形骸化、やっぱりこの形骸化の中で、あるいは教育委員会、非常勤の委員によって構成される教育委員会を隠れみのにいろいろなことが、不祥事も起こっている、あるいは、という中で、やっぱりこの県教委というものを主体とした教育行政の在り方を抜本的に見直す必要があるというところで、一つは、きちっと設置者がもっと人事も設置権もそういう現場にまづ権限をきちっと付与するものは付与すると。そこで地域住民なども入っていたらいい、まさに地域の子供は地域でちゃんと育てるんだと、もちろん基礎自治体もサポートしながら。こういうことをまず一つやり

ました。

しかし、じゃ、そのときに、国民の学習権というものをひとしく保障すべきこととして、最終的な責任は国が担うと、こういうことになるわけでありまして、まずその経済的な学習環境、経済的な理由で学べない、これは国が最終的にやらなきゃいかぬということ、質の管理について、その教育の内容について、これは地方政府といえども微に入り細に入り介入するということは望ましくない。しかし、じゃ質を確保しようと思えば、まさに教員の質と、あるいはそこでのカリキュラムということとは、これはある程度標準化をしなければいけない。ということであれば、そこは国の権限にしたいと。

さらに、先ほどおっしゃるように、教職大学院あるいは教職を育成していくためのやっぱり高等教育というのはいま全然駄目です。ここを充実させていく。これはやはり国立大学、私立大学中心となりますから、高等教育の主体はまさに文部大臣でありますから、そこは一元的に文部大臣がこの両方をきちっと見ていく。

先ほどの六年制は、これは必要条件です。もちろん必要十分だとは思いません。十分条件は、例えば今ほとんどの人が研究者が教えていますけれども、これをやっぱり変えないといけない。例えば校長先生とか、あるいは非常に教育現場で成功した人を教職大学院の教員に据えろとか、それから、やっぱりそこもただ単に座学じゃなくて、実学の部分のまさにインターンシップとか教育実習の、そういうことをちゃんとやれる。単に閉じた象牙の中の教育学部をやっぱり開かれて、当然地域の小学校、中学校と日常的に教育をコミュニケーションで育てると、こういうことにもしていかなきゃいけないわけでありまして。そういうことを一体的にデザインでき、それを推進できるのはやっぱり国だということとでこういう制度設計にさせていた方がいいと。でございます。

○山下栄一君 ちよっと雰囲気的には共有している部分あるんですけども、ちよっと厳密に言う

とよく分からないと。

この環境整備法もそうなんですけれども、要は、学校教育整備指針も振興計画に書きなさいと。学級編制とか教員配置もそうなっていますよね。現行は、ルールと実情は若干違う部分もあるかも分かりませんが、基本的に学級編制権、そして教員の配置権は地方自治体だということになっていると思うんですね、今学校教育法も、それを、今回の法案通して民主党さんは学級編制権も、教員の配置も権限は国とするんだというお考えなんですか。

○鈴木寛君 いや、それは全く違います。国は指針を示すだけでございますから、今標準法で書いているようなことをきちっと指針で書いていく。ただ、標準法は単に数の話だけ書いていますから、あるいは非常に限定的な話しか書いていますから、学校環境というのはもっとほかにもいろいろ考慮する点があるでしょうから、この際きちつと、標準法に書いていることは踏襲しますが、それ以外の重要なことも併せて指針というパッケージにしていきたいと。でございます。

ここは実は非常に重要なことで、標準法はありますけれども、それ以外のことはほとんど文部省の省令である設置基準なんです。省令ですから、内閣も関与できない、あるいは国会もまして関与できないと、こういう状況にあるわけでありまして、今の学校環境にどういうことが重要で、どういう指針を持って臨まなければいけないかというのは、これはきちつとやっぱり国会で国民的な議論に付して、そして充実をし、そしてそれを広めていくと。そういう枠組みに、せっかく教育基本法を愛するわけですから、我々は日本国教育基本法を出したときにこの法案の基となるものは一緒に出したわけですから、そういう議論をやり直さなければいけないんじゃないですかと、こういうことであります。ですから、個別の編制について国が何とか言うということでは全くありません。だから、次の御質問のかもしれないが、

「参酌し」と書いてあるのは、基本的な設置者のインシアチブというものは尊重しているわけでありまして、そこはまさに考え方と方針を示すということで御理解をいただきたいと思ひます。

○山下栄一君 最近、立法院は基本法ばかりで、どんな法律作って、計画は国で作って、自治体は努力義務だという法案がもうラッシュのごとく、教育基本法ラッシュのようになっておるんですけれども。

私は、法律を作る側というのはちよつと気を付けにやいかぬなと思ふんですけれども、法律を作る、今回も法案ですけれども、作るということとは、今まさしくおつしやつたように、法律を作るということとは、法律というのは余り細かく書けませぬと。だから、政省令、下位法令で義務付け、枠付けをしていくわけです。それは、全国一律になるわけですね。だから、法律を作るということはそういうことなんです。全国一律でルール作りをして、省令までということもよく考え、それは立法院タツチでできませんけれども。そういうことまで考えて法律を作るということをやらないと、何か地方にゆだねるといながら、どんなにどんな義務付け、枠付け、今議論、地方分権委員会でされておりますけれども、それが何かないがしろになっていくのではないかと。法律を作つて終わるじゃありませんし、法律を作るということとは、すべての国民を義務付けるというか拘束するということにもなるわけですから、法律を作るときには、まさに今、鈴木提案者がおつしやつたように、政省令まで影響を与えていくんだという、そういう配慮が非常に必要だなというふうに考えます。

ちよつともう時間がなくなつてきましたので、いろいろほかに聞きたいことあつたんですが、私は、教育の必要性、重要性ということはおう山ほど言われているんですけれども、気を付けにやいかぬのは、やつぱり子供と接しているのはだれですかと。子供と接しているのは、親も接していただけますけれども、行政的には学校ですねと。そこで接

しているのは先生ですねと。その学校現場の先生と生徒、そこで影響し合ひながら子供は影響を受けていくし、いい影響、悪い影響を受けていくと。

そこにいろんなことを指示する人とか意見言う人がもういっぱいいてると。市町村教育委員会がそう、都道府県教育委員会がそう、その教育委員会にも教育専門家よりも行政マンがえらい増えておりますね、現場に立つたことのない人までやつていますねと。中央は中央で、文部科学省が様々な形で、もちろん国民が何とかせよ言うからですが、いろいろな口出しとか御意見をおつしやいますねと。おつしやり方は通知とか今言った法律もありますねと。

現場は、だけれども、子供と接しているのは学校の先生です。学校の先生はもちろん教育者であるけれども、教育行政の最先端でも、確かに学校現場がある、校長先生なんかは特に最前線の教育行政機関かも分かりますけれども、だけれども、教育行政をやるときに必要なのは、その学校現場で子供と接しているのは先生であるということをお忘れぬようにいろいろ意見を言わぬといかぬなということを痛烈に、今痛切に感じております、そういう観点からこういう、先ほど鈴木先生がおつしやいましたように、様々な問題点、問題の観点、指摘も共有する部分たくさんございましてたけれども。

だから、どうするんですかということで法律を作る、予算を立てる。予算は私は極めて重要やと思ひますけれども。だから、それはやつぱり学校の先生をもうちよつと信用して、ほとんどの先生が一生懸命頑張つておるわけだから、中にちよつと間違ふ場合もありますけれども、基本的には一生懸命やつて、悲鳴上げて、やりにくくなつていると。だから、佐藤先生おつしやいました、やつぱり給料とか先生方の待遇ですね、これをやつぱり大事にせにやいかぬ、こういう御時世だから大事にせにやいかぬ。一律に公務員カッターという観点でやつてはいけないということは、私は痛切に

感じております。(発言する者あり) だから賛成できないんですけれども。

これは、やつぱりちゃんときちつと、国でどれだけお金出しますか、地元はどれだけ出しますかという、国と地方の公的負担も両方あるわけですから、それをどういふふうに分担していくんですかと。権限と財源も一緒に渡して渡してくるよと言つていられるけれども、権限をまた何かバックするようなイメージもあつたので、この法案は。そういうことで、ちよつと分かりにくくなつていふなというふうに思つております。

時間が参りましたので、済みません、大臣に。教育現場のよく視点に立つて、この条件整備のためにお金は極めて重要だと、子育て支援なり子供のお金を手当てするについてはしっかりと確保せないかぬ、これはもう与野党を超えて、先ほど大臣もおつしやつたように、理事のときにもそういう決議をやつたということに表れていきますように、それ共有しているわけです。だから、その観点は大事にしつつも、やつぱり教育現場の重要性に視点を置いた、そのためにはやつぱり教員の待遇なり、労働時間外手当どうするかということも今日は聞きたかつたんですけれどもできませんしたけれども、それも踏まえて大臣の御所見をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(塩谷立君) 当然ながら、教育現場、大変重要でございまして、この教育環境整備、そして教員の待遇等、しっかりと取り組んでいかなきゃならぬわけでございまして。

一方で、政府において、行革推進法等、大変厳しい財政事情の中で政府全体で取り組んでいく方針がありまして、それに基づいてどうできるかというところが現実の我々の対応でございまして、このころは将来に向けて、今日提案されたそれぞれの法案の課題も踏まえて今後しっかりと検討していくべきだと思つておりますが、今の時点でこれについてはなかなか、先ほど申し上げましたように、我々文科省としても現実的ではないという判断でございまして。

○山下栄一君 終わります。

○委員長(中川雅治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、中曽根弘文君が委員を辞任され、その補欠として佐藤信秋君が選任されました。

○委員長(中川雅治君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川雅治君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川雅治君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川雅治君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案の審査報告書の作成につぎましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(中川雅治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中川雅治君) 著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。塩谷文部科学大臣。

○国務大臣(塩谷立君) この度、政府から提出いたしました著作権法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の著作権制度については、これまでも逐次整備を進めてまいりましたが、文化芸術立国、知的財産立国の実現に向け、一層の充実が必要となっております。

この法律案は、昨今の情報通信技術の一層の進展などの時代の変化に対応し、インターネット等を活用した著作物等の流通の促進や、障害者の情報利用の機会の確保などを図るため、必要な改正を行うものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、インターネット等を活用した著作物等の利用の円滑化を図るための措置を講ずるものであります。

昨今の情報通信技術の一層の進展を背景に、インターネット等を活用した様々な著作物等の利用形態が可能になるとともに、これに関連する事業が発達してきております。これらの中には、社会にとつて有意義であり、かつ、権利者の不利益にならないと考えられるものもあり、著作権法上の位置付けを明らかにすべきとの要請が寄せられております。

このため、インターネット情報の検索サービスの実施のための複製、美術の著作物等の譲渡の申出のための複製、国立国会図書館における所蔵資料の電子化のための複製等について、権利者の許諾なく行えるようにする措置を講ずるものであります。

また、過去の放送番組等をインターネット等で

二次利用する際に、出演者等の所在不明が原因でこれらの二次利用が進まないとの問題が指摘されております。このため、権利者が所在不明の場合における著作物等の利用を容易にするため、現行の文化庁長官の裁定制度を著作権隣接権にも適用できるようにするとともに、より迅速に著作物等の利用が開始できるよう措置を講ずるものであります。

第二に、違法な著作物等の流通を抑止するための措置を講ずるものであります。

インターネット等における著作物等の流通を促進するためには、権利者が安心して著作物等を提供できる環境を整えることが重要であります。

このため、著作権等を侵害する行為によって作成された物と承知の上で、その物の頒布の申出を行う行為を権利侵害とみなすとともに、著作権等を侵害して自動公衆送信されている音楽や映像を録音し、又は録画することについて、著作権法第三十条の適用範囲から除外し、権利者の許諾を要することとするものであります。なお、この第三十条の改正については、違法なものと知りながら行った場合に限るとともに、罰則を科さないこととしております。

第三に、障害者の情報利用の機会の確保を図るための措置を講ずるものであります。

技術の進展に伴う障害者による著作物等の利用方法の多様化や障害者の権利に関する条約をめぐ

る状況を踏まえ、障害者の情報格差を解消していくことが求められております。

このため、障害者のために権利者の許諾を得ず

に著作物等を利用できる範囲を抜本的に見直し、

障害の種類を限定しないこととするともに、デジタル録音図書

の作成、映画や放送番組の字幕付与、手話翻訳など、

障害者が必要とする幅広い方式での複製等を可能とし、あわせて障害者福祉を目的とする施設以外でもそれらの作成を可能とするなどの措置を講ずるものであります。

なお、この法律は、一部を除いて平成二十二年一月一日から施行することとし、所要の経過措置

を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(中川雅治君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十九分散会

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、私立幼稚園教育の充実と発展に関する請願(第一九七四号)

第一九七四号 平成二十一年五月八日受理

私立幼稚園教育の充実と発展に関する請願

請願者 名古屋市長東区よもぎ台一ノ四〇

九 皆木秀敏 外三千七百五十四

名 紹介議員 谷岡 郁子君

この請願の趣旨は、第一五二七号と同じである。

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、教育の公平を目指し、父母負担を軽減し、

行き届いた教育を進めるための私立高校以下

への国庫助成制度の拡充に関する請願(第二

一〇四号)

一、教育格差をなくし、子供たちに、行き届いた教育に関する請願(第二二〇二号)

第二二〇四号 平成二十一年五月十八日受理

教育の公平を目指し、父母負担を軽減し、行き届いた教育を進めるための私立高校以下への国庫助成制度の拡充に関する請願

請願者 愛知県豊田市長小坂本町一ノ一一ノ一〇 杉山悟 外六万四千三百一

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二二〇二号 平成二十一年五月十九日受理

教育格差をなくし、子供たちに、行き届いた教育に関する請願

請願者 青森市小柳三ノ一ノ二三 中村鉄

人 外百九十九名

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

六月一日本委員会に左の案件が付託された。

一、就学・修学保障制度の充実に関する請願(第二五五八号)

第二五五八号 平成二十一年五月二十七日受理

就学・修学保障制度の充実に関する請願

請願者 愛知県刈谷市小垣江町北高根一九

二 畔柳豊 外二千二百三十六名

名 紹介議員 佐藤 泰介君

経済の急激な悪化により、失業者が増大し、年

収二〇〇万円以下の労働者は一、〇〇〇万人を超

え、生活保護基準以下で暮らすワーキングプアな

ども増加している。家庭の所得の違いによって、

子供たちの学力や進路などに影響が出ないための

就学・修学保障制度の充実が重要となっている。自治体が行う就学援助制度は、国による補助金廃止や地方財政の悪化などにより、対象となるための所得要件を厳しくしたり、援助金額の引下げなどが進行している。また、中学校夜間学級では、様々な事情により学齢期に義務教育を受ける権利を奪われた生徒が学んでいるが、学齢を超えた生徒には就学援助制度が適用されていないため、経済的理由により就学が困難となるケースが多い。また、高校・大学は授業料も高く、すべての生徒・学生に学びの機会を保障するために、高校授業料の無償化に向け減免措置制度の拡充や、貸与

ではない給付による奨学金制度を整備すべきである。

つては、教育の機会均等と学びを保障するため、次の措置を採らたい。

一、就学援助制度の充実と自治体間格差を是正するため、国として十分な財源確保を行うこと。
二、中学校夜間学級など学齢を超えた生徒にも就学援助制度が適用されるよう関係法令を改正すること。

三、高校無償化の実現に向けて検討を行うこと。
当面、授業料減免措置の制度を拡充すること。
また、奨学金制度を拡充すること。

四、大学・高専の学費の引下げを検討すること。
また、奨学金に返済を必要としない給付制を導入するなど奨学金制度の充実を図ること。

六月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九節 補償金」を「第九節 補償金等」に改める。

第二条第一項第九号の五イ中「この号」の下に「及び第四十七条の五第一項第一号」を加える。

第二十六条の二第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第六十七条の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物

第三十条第一項に次の一号を加える。

三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

第三十一条中「図書、記録その他の資料を」を「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を」に、「もの(以下この条を「もの(以下この項に改め、同条第一号中「個個」を「個々」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十三条の二第四項において同じ。)を作成する場合に、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができ。

第三十三条第一項中「次条において」を「以下」に改め、同条第四項中「第一項の」を削る。

第三十三条の二第四項中「同法第二条第五項に規定する電磁的記録をいう。」を削る。

第三十七条の見出し中「点字による」を「視覚障害者等のための」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者(以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式(視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。)については、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において

て、当該視覚著作物に係る文字を音声にする必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

第三十七条の二を次のように改める。
(聴覚障害者等のための複製等)

第三十七条の二 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者(以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式(聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。)については、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

一 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うこと。

二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること(当該聴覚著作物に係る音声の文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。)

第三十八条第五項中「定めるもの」の下に、及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの(同条第二号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。)を加える。

第四十三条第二号中「第三十一条第一号」を「第三十一条第一項第一号」に、「第三十七条を」第三十七号第一項若しくは第二項に改め、同条第三号中「(翻訳(要約に限る。))」を「翻訳又は翻案に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第三十三条の二第一項 変形又は翻案

四 第三十七条第三項 翻訳、変形又は翻案
第四十七条の四本文中「第三十一条第一号、第三十二条を」第三十一条第一項第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第三十二条に、「第三十七条第一項若しくは第二項を」第三十七号、第三十七号の二(第二号を除く。以下この条において同じ。))に、「第四十一条、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条又は第四十七条」を「第四十一条から第四十二条の二まで又は第四十六条から第四十七条の二まで」に、「(第三十一条第一号)を」第三十一条第一項に改め、同条ただし書中「第三十一条第一号」を「第三十一条第一項」に、「第四十一条、第四十二条又は第四十二条の二」を「第三十七号第三項、第三十七号の二、第四十一条から第四十二条の二まで又は第四十七条の二」に改め、同条を第四十七号の九とし、第四十七号の三を第四十七号の四とし、同条の次に次の四号を加える。

(送信の障害の防止等のための複製)
第四十七号の五 自動公衆送信装置等(自動公衆送信装置及び特定送信装置(電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち特定送

信（自動公衆送信以外の無線通信又は有線電気通信の送信で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の用に供する部分（第一号において「特定送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報の特定送信を有する機能を有する装置をいう。）をいう。以下この条において同じ。）を他人の自動公衆送信等（自動公衆送信及び特定送信をいう。以下この条において同じ。）の用に供することを業として行う者は、次の各号に掲げる目的上必要と認められる限度において、当該自動公衆送信装置等により送信可能化等（送信可能化及び特定送信をし得るようになるための行為で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）がされた著作物を、当該各号に定める記録媒体に記録することができる。

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるときは、その後は、当該各号に規定する規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を保存してはならない。

一 第一項（第一号に係る部分に限る。）又は前項の規定により著作物を記録媒体に記録した者（これらの規定に定める目的のため当該複製物を保存する必要がなくなつたと認められるとき、又は当該著作物に係る送信可能化等が著作権を侵害するものであること（国外で行われた送信可能化等にあつては、国内で行われたと見たならば著作権の侵害となるべきものであること）を知つたとき。

二 第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により著作物を記録媒体に記録した者（同号に掲げる目的のため当該複製物を保存する必要がなくなつたと認められるとき。

（送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等）

二 当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等に記録された当該著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供することと当該公衆送信用記録媒体等以外の記録媒体（公衆送信用記録媒体等であるものを除く。）

第四十七條の六 公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この条において同じ。）を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者（当該事業の一部を行う者を含む、送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）は、当該検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度において、送信可能化された著作物（当該著作物に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあつては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。）について、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行い、及び公衆からの求めに応じ、当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併せて、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物（当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。以下この条において「検索結果提供用記録」という。）のうち当該送信元識別符号に係るものを用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであること（国外で行われた送信可能化にあつては、国内で行われたと見たならば著作権の侵害となるべきものであること）を知つたときは、その後は、当該検索結果提供用記録を用いた自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行つてはならない。

2 自動公衆送信装置等を他人の自動公衆送信等の用に供することを業として行う者は、送信可能化等がされた著作物（当該自動公衆送信装置等により送信可能化等がされたものを除く。）の自動公衆送信等の中継するための送信を行う場合には、当該送信後に行われる当該著作物の自動公衆送信等の中継するための送信を効率的に行うために必要と認められる限度において、当

（情報解析のための複製等）

第四十七條の七 著作物は、電子計算機による情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。

（電子計算機における著作物の利用に伴う複製）

第四十七條の八 電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合（これらの利用又は当該複製物の使用が著作権を侵害しない場合に限る。）には、当該著作物は、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で、

当該電子計算機の記録媒体に記録することができる。

第四十七條の二を第四十七條の三とし、第四十七條の次に次の一条を加える。

（美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等）

第四十七條の二 美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権限を有する者が、第二十六條の二第一項又は第二十六條の三に規定する権利を害することなく、その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権限を有する者又はその委託を受けた者は、その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）（当該複製により作成される複製物を用いて行うこれらの著作物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る。）を行うことができる。

第四十八條第一項第二号中「又は第四十條第一項若しくは第二項」を、「第四十條第一項若しくは第二項又は第四十七條の二」に改める。

第四十九條第一項第一号中「第三十一條第一号」を「第三十一條第一項第一号」に改め、「第三十七條第三項」の下に、「第三十七條の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。）を加え、（又は第四十四條第一項若しくは第二項を、第四十四條第一項若しくは第二項、第四十七條の二又は第四十七條の六に改め、「の複製物」の下に（次項第四号の複製物に該当するものを除く。）を加え、同項第三号中「第四十七條の二第一項」を「第四十七條の三第一項」に、「第四十七條の三第一項」を「第四十七條の四第一項」に改め、同項第四号中「第四十七條の二第二項又は第四十七條の三第三項」を「第四十七條の三第二項、第四十七條の四第三項又は第四十七條の五第三項」に改め、同項に次の三号を加える。

第五十三條の二を第五十三條の三とし、第五十三條の次に次の一条を加える。

（美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等）

第五十三條の二 美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権限を有する者が、第二十六條の二第一項又は第二十六條の三に規定する権利を害することなく、その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権限を有する者又はその委託を受けた者は、その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）（当該複製により作成される複製物を用いて行うこれらの著作物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る。）を行うことができる。

五 第四十七条の五第一項若しくは第二項又は

第四十七条の七に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第六号の複製物に該当するものを除く。)を用いて当該著作物を利用した者

六 第四十七条の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第五号の複製物に該当するものを除く。)を用いて当該著作物の自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行った者

七 第四十七条の八の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を、当該著作物の同条に規定する複製物の使用に代えて使用し、又は当該著作物に係る同条に規定する送信の受信(当該送信が受信者からの求めに応じ自動的に行われるものである場合にあつては、当該送信の受信又はこれに準ずるものとして政令で定める行為)をしないで使用して、当該著作物を利用した者

第四十九条第二項第一号中「第三十一条第一号、第三十五条」を「第三十一条第一号、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項」に改め、「第三十七条第三項」の下に、「第三十七条の二本文」を加え、「同条第一号若しくは第二号」を「同条各号」に改め、同条第二号中「第四十七条の二第二項」を「第四十七条の二第二項」に改め、同条第三号中「第四十七条の二第二項」を「第四十七条の三第二項」に改め、同項に次の三号を加える。

四 第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者

五 第四十七条の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物の自動公衆送信(送信可能化を含む。)

を行つた者

六 第四十七条の七に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物を利用した者

第六十七条第一項中「できないとき」を「できない場合として政令で定める場合」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の裁定を受けようとする者は、著作物の利用方法その他政令で定める事項を記載した申請書に、著作権者と連絡することができないことを疎明する資料その他政令で定める資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

第六十七条の次に次の一条を加える。

(裁定申請中の著作物の利用)

第六十七条の二 前条第一項の裁定(以下この条において単に「裁定」という。)の申請をした者は、当該申請に係る著作物の利用方法を勘案して文化庁長官が定める額の担保金を供託した場合に、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間(裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができないに至つたときは、当該連絡をすることができないに至つた時までの間)、当該申請に係る著作物を利用することができ、当該申請に係る著作物の利用方法により、当該申請に係る著作物を利用することができる。ただし、当該著作物の著作物が当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の規定の適用を受けて作成された複製物である旨及び裁定の申請をした年月日を表示しなければならない。

3 第一項の規定により著作物を利用する者(以下「申請中利用者」という。)が裁定を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の補償金のうち第一項の規定により供託された担保

金の額に相当する額(当該担保金の額が当該補償金の額を超えるときは、当該額)については、同条第一項の規定による供託を要しない。

4 申請中利用者は、裁定をしない処分を受けたとき(当該処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができないに至つた場合を除く。)

は、当該処分を受けた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託しなければならない。この場合において、同項の規定により供託された担保金のうち当該補償金の額に相当する額(当該補償金の額が当該担保金の額を超えるときは、当該額)については、当該補償金を供託したものみなす。

5 申請中利用者は、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができないに至つたときは、当該連絡をすることができないに至つた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

6 前三項の場合において、著作権者は、前条第一項又は前二項の補償金を受ける権利に関し、第一項の規定により供託された担保金から弁済を受けることができる。

7 第一項の規定により担保金を供託した者は、当該担保金の額が前項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

第七十条第二項中「第七十八条第五項」を「第七十八条第六項」に改め、同条第五項中「するときは」の下に「(第七項の規定により裁定をしない処分をする場合を除く。)」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 文化庁長官は、申請中利用者から第六十七条第一項の裁定の申請を取り下げる旨の申出があつたときは、当該裁定をしない処分をするもの

とする。

第二章第九節の節名を次のように改める。

第九節 補償金等

第七十一条中「第六十七条第一項」の下に、「第六十七条の二第四項」を加える。

第七十二条第二項中「第六十七条第一項」の下に「第六十七条の二第四項」を、「裁定」の下に「(第六十七条の二第四項に係る場合にあつては、第六十七条第一項の裁定をしない処分)」を加える。

第七十三条中「規定による裁定を」を「裁定又は裁定をしない処分」に改め、「その裁定」の下に「又は裁定をしない処分」を加え、同条ただし書中「裁定」の下に「又は裁定をしない処分」を加える。

第七十四条の見出し中「補償金」を「補償金等」に改め、同条第三項中「又は前二項」を「第六十七条の二第四項若しくは前二項」に改め、「補償金」の下に「(供託又は同条第一項の規定による担保金の)」を加え、「もより」を「最寄り」に改める。

第七十七条第一号中「同じ。」の下に「若しくは信託による変更」を加える。

第七十八条第一項中「記載して」を「記載し、又は記録して」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「交付又は」を「交付」に改め、「閲覧」の下に「又は著作権登録原簿のうち磁気ディスクをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 著作権登録原簿は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第四項において同じ。)をもつて調製することができる。

第八十六条第一項中「第三十条第一項」の下に「(第三号を除く。次項において同じ。)」を加え、「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改め、「第三十七条第一項」の下に「及び第三項、第三十七条

の二を加え、「第四十六条並びに第四十七条」を「並びに第四十六条から第四十七条の二まで」に、「及び第四十二条第一項」を「第四十二条第一項及び第四十七条の二」に改め、同条第二項中「第三十一条第一号」を「第三十一条第一項第一号」に、「第四十一条、第四十二条又は第四十三条の二」を「第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号）、第四十一条から第四十二条の二まで又は第四十七条の二」に改める。

第八十八条第二項中「第二項」を「第三項」に、「第三項、第七項及び第八項」を「第二項、第四項、第八項及び第九項」に改める。

第九十五条第十二項中「第七項」を「第八項」に改める。

第九十五条の二第三項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第三十三条において準用する第六十七条第一項の規定による裁定を受けて公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物

三 第三十三条において準用する第六十七条の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物

第九十七条の二第二項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第三十三条において準用する第六十七条第一項の規定による裁定を受けて公衆に譲渡されたレコードの複製物

三 第三十三条において準用する第六十七条の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡されたレコードの複製物

第二百二条第一項中「第三十七条第三項」の下に「第三十七条の二（第一号を除く。次項において同じ。）を加え、「第四十七条の三」を「第四十七条の四から第四十七条の八まで」に、「第四十七条の四」を「第四十七条の九」に、「第四十四条第二項中」を「同条第二項中」に改め、同条第二項中「第三

から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項

十七条第三項又は「第三十七条第三項、第三十七条の二若しくは」に改め、「規定」の下に又は次項若しくは第四項の規定を加え、同条第七項第一号中「第三十一条第一号」を「第三十一条第一項第一号」に改め、「第三十七条第三項」の下に、「第三十七条の二第二号」を加え、「又は第四十四条第一項若しくは第二項」を「第四十四条第一項若しくは第二項又は第四十七条の六」に改め、同条第三号中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に改め、同条第四号中「第四十七条の三第三項」を「第四十七条の四第三項又は第四十七条の五第三項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項に次の四号を加える。

五 第一項において準用する第四十七条の五第一項若しくは第二項又は第四十七条の七に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて当該実演等を利用した者

六 第一項において準用する第四十七条の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて当該実演等の送信可能化を行った者

七 第一項において準用する第四十七条の八の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を、当該実演等の同条に規定する複製物の使用に代えて使用し、又は当該実演等に係る同条に規定する送信の受信（当該送信が受信者からの求めに応じ自動的に行われるものである場合に於ては、当該送信の受信又はこれに準ずるものとして政令で定める行為）をしないで使用して、当該実演等を利用した者

八 第三十三条の二第一項又は第三十七条第三項に定める目的以外の目的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音を公衆に提示した者

第二百二条第七項を同条第九項とし、同条第三項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項

から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項

の次に次の二項を加える。

3 第三十三条の二第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

4 視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で第三十七条第三項の政令で定めるものは、同項の規定により視覚著作物を複製することができるときは、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードについて、複製し、又は同項に定める目的のために、送信可能化を行い、若しくはその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

第二百二条の二中「同条第五項及び第六項」を「同条第七項及び第八項」に改める。

第二百二条中「設定されている場合について」の下に「第六十七号、第六十七号の二（第一項ただし書を除く）、第七十号（第三項及び第四項を除く）、第七十一条から第七十三条まで並びに第七十四号第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について」を加え、「あるのは」を「あるのは」に改め、「第百条の四」との下に「第七十号第五項中「前項」とあるのは「第百三条において準用する第六十七条第一項」とを加える。

第百四条中「第二項」を「第三項」に、「第三項、第七項及び第八項」を「第二項、第四項、第八項及び第九項」に改める。

第百十三條第一項第二号中「若しくは頒布」を「頒布に改め、「所持」の下に「若しくは頒布する旨の申出をし」を加え、同条第二項中「第四十七号の二第一項」を「第四十七号の三第一項」に改める。

第二百二条の二中「又はその」を「その」に、

「所持したを」所持し、又はその複製物を頒布する旨の申出をした」に、「又は所持」を「所持又は申出」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第七十号第二項、第七十八号、第八十八号第二項及び第百四条の改正規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（視覚障害者等のための録音物の使用についての経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の著作権法（以下「旧法」という。）第三十七号第三項（旧法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて作成された録音物（この法律による改正後の著作権法以下「新法」という。）第三十七号第三項（新法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に係るものを除く。）の使用については、新法第三十七号第三項及び第四十七号の九（これらの規定を新法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（裁定による著作物の利用等についての経過措置）

第三条 新法第六十七号及び第六十七号の二（これらの規定を新法第百三条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に新法第六十七号第一項（新法第百三条において準用する場合を含む。）の裁定の申請をした者について適用し、この法律の施行の日以前に旧法第六十七号第一項の裁定の申請をした者については、なお従前の例による。

（商業用レコードの複製物の頒布の申出についての経過措置）

第四条 新法第二百一十一条の二の規定は、著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号）附則第五項又は著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第百十二号）附則第六項の規定によりその頒布又は頒布の目的をもつてする所持について同条の規定を適用しないこととされる商業用レコードを頒布する旨の申出をする行為であつて、この法律の施行後に行われるものについては、適用しない。

（罰則についての経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部改正）

第六条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「プログラム登録の」を「プログラムの著作物に係る著作権法第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十六条の二第一項又は第七十七条の登録（以下「プログラム登録」という。）の」に改める。

第五条第一項中「第二項又は」を削り、「第七十八条第三項」を「第七十八条第四項」に改め、同条第四項中「第二項」を削り、「第七十八条第一項から第三項まで」を「第七十八条第一項、第三項及び第四項」に、「同法第七十八条第二項」を「同条第三項」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第九条中「第七十八条第二項」を「第七十八条第三項」に改める。

第二十六条及び第二十七条中「第二条第三項若しくは」を削り、「第七十八条第四項」を「第七十八条第五項」に改める。